

政策法務ニュースレター

・ 現場の課題を解決するルールを創造するために

2009.5.15 VOI.6-1

本号の内容

政策法務主任と法律相談
景観条例の施行から1年が経ちました（公園緑地課）
土地区画整理事業の事業計画が処分取消し訴訟の対象に！

千葉県 総務部 政策法務課
政策法務室 中庁舎6F
電話 043-223-2157
FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp



政策法務主任と法律相談



～ 法律相談は、まず政策法務主任へ ～

各課等が政策法務の視点で行政課題の解決を図るに当たり、その支援を一層充実させるため、各部主管課に政策法務主任（政策法務課兼務職員）が配置されています。

政策法務主任は様々な役割を担いますが、今回は、各課等が政策法務課政策法務室に法律相談をする際の政策法務主任の役割について、紹介します。



1 政策法務主任制度の概要

政策法務主任の配置

平成20年度から、以下のとおり政策法務主任が配置されています。

知事部局の各主管課政策室（総合企画部は、総務室） 政策法務課の兼務職員各1名
教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室
政策法務課の併任職員1名
警察本部警務部警務課 協力1名

政策法務主任制度の趣旨

地方分権改革が進展する中、本県の実情に即した行政課題の解決を図るため、条例等の自主立法、法令等の自主解釈、戦略的な争訟対応などの「政策法務」を全庁的に一層推進することが求められています。

政策法務主任は、政策法務課と連携して、全庁的な政策法務の推進を支援するための取組を行います。

政策法務主任の業務

政策法務主任の当面の主な業務は、以下のとおりです。

政策法務重要案件等（条例等の立法、法令等の解釈・運用、争訟などについて県独自の対応や組織横断的な対応が必要とされる案件）への対応
各課等からの法律相談への対応
政策法務委員会委員（各部の次長等）の職務の補助等



2 法的検討を要する案件

各課等が政策や事務事業を行うに当たっては、法的検討を要する案件が数多く存在します。

政策法務課政策法務室は、政策法務担当グループ、法規審査担当グループ、訟務担当グループに分かれていますので、各グループがどのような案件を取り扱っているかについて、紹介します。

ホームページでバックナンバーを見ることができます

<http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/abunsyoku/seihou/letter/>

政策法務担当グループ

政策法務重要案件その他新規の独自条例等
条例等の整備方針に係る案件
各課等からの法律相談への対応

法規審査担当グループ

県報掲載事案(規則、告示、公告等)
法規審査担当からの照会により各課等が回答
した条例案
使用料及び手数料条例等の法規審査担当グ
ループが所管する法令等の解釈・運用
法令用語等の法制執務
各課等からの法律相談への対応

訟務担当グループ

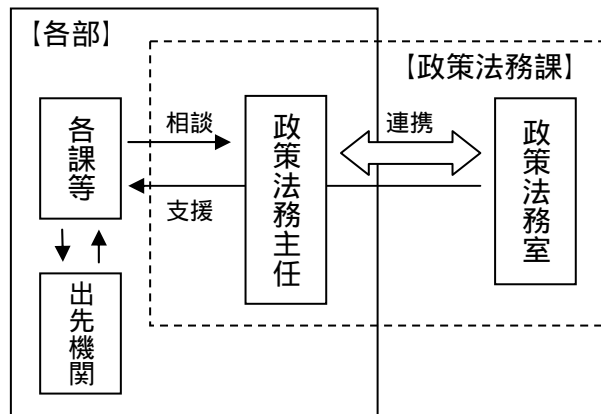
応訴又は訴訟の提起に係る事案
行政不服申立ての対応
管理瑕疵、交通事故等の損害賠償事故に係る
案件
各課等からの法律相談への対応

「法律相談」って？

たとえば、「業務を行う際に法令等に抵触しないか」「困難事案が発生した際に法的解決ができないか」「法令等の解釈・運用」等についての相談です。

法律相談・連携・支援

各課等の法律相談については、政策法務主任と政策法務室とが連携して、支援します。



法律相談の3つの留意点

政策法務主任に法律相談をするに当たっては、あらかじめ、法律相談に係る事項の経緯、問題点等の整理をしてください。
各法令等の所管課が他にある場合、あらかじめ当該法令等の所管課に相談してください(例:「行政手続、指定管理者など 総務課」、「財産管理 管財課」、「財務規則 出納局」)。
法律相談以外の法規審査担当グループと訟務グループが取り扱っている案件は、それぞれ当該グループに直接相談してください。



3 法律相談の取扱い

【各課等の皆さんへ】

政策法務室に**法律相談**をするに当たっては、事前に各部の**政策法務主任**に相談するようお願いいたします！

コラム ～「今年もやります！」21年度政策法務研修について～

職員能力開発センターでパワーアップ研修として実施している政策法務研修「超入門」「解釈・運用」「チャート化で学ぶ立法」の3課程の研修日程が決まりました!

どの研修も「政策法務とは何か」について、わかりやすい講義と体験しながら理解する演習を組み合わせています。「今回はこの課程にしよう」「3課程併せて受けよう」などなど、ぜひ参加してください。

政策法務(超入門) : 8月 4日(火)【1日】定員30名

政策法務(解釈・運用) : 9月18日(金)【1日】定員20名

↳ 申込期間6月5日～19日(超入門、解釈・運用とも)

政策法務(チャート化で学ぶ立法): 11月12日・19日(木)【2日】定員20名

↳ 申込期間8月4日～25日

景観条例の施行から1年が経ちました

～ 条例の検討・・・そして、条例施行後の取組について（公園緑地課）～

景観とは>>> 本県が保有する多様で特色ある良好な景観は、地域の貴重な財産であるといえます。しかし、人々の価値観の変遷する中、機能性や効率性が優先されてきたことなどにより、景観の意義や重要性への理解や配慮が必ずしも十分になされてきたとは言い難く、地域の財産としての良好な景観が失われつつある状況です。

そこで、県民、事業者、市町村、県等の地域にかかわる全ての主体が良好な景観の価値を認識し、協働しながら、その形成に継続して取り組めるようにし、さらに県民一人ひとりが誇りと愛着を持つことのできる景観を形成することが重要となっています。

条例のコンセプト>>> 千葉県では、景観行政に関して、これまでの取組に加え、一層の推進を図っていく必要性から、県民、事業者等、市町村の意見等を十分に踏まえて検討を進めた上で、県民参画の視点に立った「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を制定し、平成20年4月1日から施行されています。なお、この条例は景観の担い手を育てていくという「育成」の理念をコンセプトとしています。

条例制定後の取組 >>> 条例制定後、平成21年3月には、施策を総合的かつ広域的に推進するための「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」、公共事業を実施する際の基本的な考え方をまとめた「千葉県公共事業景観形成指針」を策定しました。また、良好な景観の形成に向けた取組を行う「景観づくり地域活動団体」として、これまでNPO法人等の9の活動団体を認定しました。

今後、景観の担い手がますます増えていくことにより、良好な景観が形成されることが期待できます。



《大山千枚田》



《印旛沼》



《幕張`ゆか`》



《白間津の花畑》

【 条例の概要 】

【目的】 美しく魅力ある県土の形成
潤いのある豊かな生活環境の創造
個性的で活力ある地域社会の実現

【基本的施策】
良好な景観の形成に関する基本方針の策定
良好な景観の形成の推進に係る支援等
・市町村への支援等 ・県民及び事業者への支援

【認定等の制度】
景観づくり地域協定
景観づくり地域活動団体
景観づくり社会貢献事業者
景観づくり事業者協定

広域景観計画の策定
公共事業景観形成指針の策定

【基本理念】
良好な景観の重要性の認識、その形成の担い手の育成と将来の県民への承継
自然、文化、人々の営み等と調和した適正な制限の下での良好な景観の形成
地域住民の意向の尊重、地域の個性や特色の伸長に資する多様な景観の形成
多様な主体（県、市町村、県民、事業者等）の相互連携、協働による良好な景観の形成
地域活性化に資する、観光振興その他の地域の振興と一体となった良好な景観の形成
景観の保全にとどまらない、現状の景観美より良好な景観への整備

【組織】 景観審議会
景観評価審査委員

重要判例 * . . . *

土地区画整理事業の事業計画が処分取消し訴訟の対象に!

行政処分取消請求事件
<最高裁大法廷平成20年9月10日判決>

事件の概要

静岡県浜松市は、土地区画整理事業を施行するため事業計画を決定しました。これに対し、施行地区内の土地所有者が、その決定の違法を主張して取消しを求めたものです。

判決のポイント

これまで最高裁は、土地区画整理事業の事業計画について、特定個人に向けられた具体的な処分ではなく、いわば青写真にすぎない一般的・抽象的な単なる計画にとどまるものであり、処分取消し訴訟の対象とならないものであるとしてきました（昭和41年のいわゆる「青写真判決」）。

今回の判決はこれを42年ぶりに見直し、上記事業計画の決定は土地所有者の法的地位に変動をもたらすものであるとして、処分取消し訴訟の対象としたものです。

実務での注意点

「処分取消し訴訟の対象となる」とはどういうことでしょうか？

これまで土地区画整理事業の事業計画の違法性を争う訴訟は、形式的に判断され、裁判所により却下（門前払い）されてきました。このため、事業計画の内容について判断されることがなく、施行者側に有利な判決が出されてきました。

今後はその内容が実質的に審理されることになり、その結果、事業計画が違法であるかどうか判断されることとなります。施行者側としては、事業計画が適法であることをより丁寧に主張していくことが求められます。

「計画」という名称のものは様々な法令にあります。その法的性質はそれぞれ異なり、処分取消し訴訟の対象となるものとならないものがあります。

*** 判例の変更 ***

最高裁判所では通常、裁判官5人で構成される小法廷で事件を取り扱いますが、本件のように過去の判例を変更するときや、法律等が憲法に適合するかしないかを判断するようなときは、裁判官15人で構成される大法廷で取り扱われます。

判決原文は、裁判所のホームページで見ることができます。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080911110804.pdf>

コラム ~ 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件の逆転判決 ~

平成21年1月29日、VOL.3-2()に掲載した標記の事件について、第一審の内容を取り消す判決が東京高裁で出されました。ここでは市立保育所廃止のための条例改正は処分取消し訴訟の対象とならないこと、市立保育所の廃止は設置者による政策的な裁量判断に委ねられていること等が示され、市側の主張が認められる結果となりました。

行政職員としてはひと安心な内容ですが、いずれにせよ、公の施設の廃止等に当たってはあらかじめ、その是非について十分な検討を行うとともに、関係者の理解を得よう努める必要があることはいうまでもありません。

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunshyo/seihou/letter/vol3-2/letter3-2-4.pdf